平成28年度厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) 総括研究報告書

臨床効果に関するデータベースの国内外での動向に関する研究

研究代表者	岡田 美保子	川崎医療福祉大学 教授
研究分担者	澤智博	帝京大学 教授
	小出 大介	東京大学 特任准教授
	山口 拓洋	東北大学 教授
	大江和彦	東京大学 教授
	桑原 篤憲	川崎医科大学 講師

研究要旨

国内では、多くの臨床効果データベース、症例(疾病)レジストリーの構築が進み、 今後とも増加することが予想される。しかし実際、どのようなレジストリーが構築さ れ、いかなる成果が得られているか詳細は明らかでない。個々のレジストリー等が互 いに独立に蓄積されたのでは相互利用や統合的分析の路が閉ざされてしまいかねない。 極めて貴重な国民の財産である診療情報の蓄積が、将来、医療の質向上に、ポピュレ ーションヘルスに資するには、国全体として構築の連携をはかる必要がある。

そこで、本研究では国内の症例レジストリー(症例登録事業)の一部事例とともに、米 国、欧州における動向を調査し、報告書を纏める。この結果を踏まえて、相互利用あ るいは統合的研究を妨げる要因として、いかなる課題があるのか、特に海外の先行事 例を調べ、課題を整理して分析・検討する。データ相互利用、統合的分析がいかに可 能となり得るかを考察する。

キーワード:慢性腎臓病、J-CDK-DB、SS-MIX2、包括的慢性腎臓病データベース

A.研究目的

国内では、多くの臨床効果データベース、症 例(疾病)レジストリーの構築が進み、今後とも増 加することが予想される。しかし実際、どのよ うなレジストリーが構築され、いかなる成果が 得られているか詳細は明らかでない。個々のレ ジストリー等が互いに独立に蓄積されたのでは 相互利用や統合的分析の路が閉ざされてしまい かねない。極めて貴重な国民の財産である診療 情報の蓄積が、将来、医療の質向上に、ポピュ レーションヘルスに資するには、国全体として 構築の連携をはかる必要がある。 そこで、本研究では国内外の症例レジストリ ー(症例登録事業)を広く調査し、特に臨床的イン パクトが大きいものについて掘り下げて調査す る。この結果を踏まえて、相互利用あるいは統 合的研究を妨げる要因として、いかなる課題が あるのか、国内外の整備状況を調査し、課題解 決に向けて分析・検討する。その上で、セキュ リティ・プライバシーを確保しつつ、データ相 互利用、統合的分析がいかに可能となり得るか、 課題解決に向けての方策を考察する。「症例レ ジストリーはいかなる性質を有するべきか」と いう議論は比較的新しい。本研究では医療情報 学、生物統計学、薬剤疫学、臨床医学、情報科 学などの多様な観点から調査を実施し、報告書 を作成する。本報告書は、今後将来の臨床研究 を支える我が国の基盤づくりに重要な資料とな り、厚生労働行政として示すべき手引き(ガイド)の 原案として貢献できると考える。

(倫理的観点)

本研究では患者情報を用いることはなく、倫 理的問題が生じることはないが、常に倫理的観 点に留意して研究を遂行する。

B.研究方法

本研究では国内外の症例レジストリー(症例登録事業)を広く調査する。薬剤疫学的な観点、腎臓病におけるレジストリーなど研究分担者の専門分野の観点から調査する。米国の動向、欧州の動向について、関連する国際学会、国際標準化会議に参加して資料を収集するとともに、関係者との意見交換をはかる。また、米国への訪問調査により聞き取り調査を行う。

C.研究結果

1.米国における動向

米国では米国厚生省(Health and Human Service s)の「医療の研究と質に関するエージャンシー(A gency for Healthcare Research and Quality: AHR Q)」が中心なり、レジストリーに関するユーザ ガイドを纏めている。同ガイドは非常に包括的 にレジスリーの構築、運営にあたってのガイド を述べており、参考となる。以下、同ユーザガ イドを中心に述べる。

1.1 米国厚生省(Health and Human Services)・ AHRQ によるガイドの発行

医療の研究と質に関するエージャンシーAHRQ より"Registries for Evaluating Patient Outcomes: A User's Guide"が発行されている(初版2007年、 第2版2010年、第3版2012年)[1]。

以下では、本ユーザガイドの第3版について、述

べる。

(1)患者レジストリーの定義

同ガイドにおいては患者レジストリーを次の ように定義している。

「疾患、状態、暴露等により定義される母集 団について、所与のアウトカムを評価するた めに、観察研究手法により、統一形式の臨床 データ、他のデータを集める系統だったシス テムであり、科学的、臨床的、政策的目的に 寄与する」

(2)発行・改訂の経緯 経緯については次のように説明されている。

<u>初版の発行</u>

本ユーザガイドの協力者の最初の会議を2006 年2月に持った。以後、執筆者、査読者、編集者 の協力によりドラフトを作成して、パブリック コメントのため公開した。最終的に執筆者39名、 査読者35名が貢献し、2007年4月にオンライン版 と製本版により第1版を発行した。

<u>第2版の発行</u>

新たなコンテンツと新規の事例を集めること として第2版の改訂を始めた。4つの新トピック 「製品安全性評価のためのレジストリーの利 用」、「レジストリーを終了する時期」、「レ ジストリーとEHRのインターフェースィング」、 および「レジストリー・データのリンキング」 についてホワイトペーパの執筆を依頼した。ホ ワイトペーパはレビューと議論の後、2009年9月 パブコメのためウェブサイトに公開した。コメ ントを受けて改訂した後、ホワイトペーパをユ ーザガイドに取り込んだ。同時に第1版の執筆者 と査読者により、新たな方法、技術的、法的ト ピックの観点から改訂がなされた。またウェブ サイト(Effective Health Care Web site)を通じて 新たな事例を募集した。事例の選択基準は、主 としてホワイトペーパで示された新トピックに 関する課題やチャレンジ面での有用性である。 結果として、55人の執筆者、49人の査読者によ リ第2版が編纂され、2010年9月に発行された。

<u>第3版の発行</u>

さらに、11の新トピックと事例を集めて改訂 作業の取組みを始めた。11の新トピックは「レ ジストリーの変遷」「連結されたデータセット の分析」「患者識別マネジメント」「レジスト リーのインフォームド・コンセント」「レジスト リー・データの保護」「公-民パートナーシッ プ」「レジストリーにおける患者報告アウトカ ム・メジャー」「希少疾患レジストリー」「妊 娠レジストリー」「質改善のレジストリー」「妊 娠レジストリー」「質改善のレジストリー」お よび「医療機器レジストリー」である。これら についてホワイトペーパの執筆を依頼した。第2 版の改訂と同じプロセスでホワイトペーパを改 訂し、同時に第2版の執筆者、編集者による改訂 を行った。さらに新規の事例を募集して2012年、 第3版の発行に至った。

(3) ユーザガイドの構成

本ユーザガイドは第1巻と第2巻からなり、全 体で6つのセクションからなる。第1巻は3つのセ クション「レジストリーの構築」「レジストリ ーに関する法的・倫理的考察」「レジストリー の運営」からなる。第2巻は「レジストリー・デ ータと他データソースの結合に関わる技術的、 法的、分析的観点からの考察」「患者レジスト リーにおける特殊応用」「レジストリーの評価」 の3セクションからなる。

全体の目次およびエグゼクティブ・サマリー の和訳を本報告書の添付資料1に示す。

1.2 AHRQ による「患者レジストリーのレジ ストリー」(RoPR)

AHRQは、臨床試験の登録システムであるClini calTrials.govを補完するものとして、レジストリ ーに固有のデータ要素を追加したRoPR (Registry of Patient Registries)システムを設計・開発している。

https://patientregistry.ahrq.gov/

RoPRはレジストリー所有者の間での連携を推進 し、重複を減らし、透明性を推進するためレジ ストリー情報を提供する。レジストリー所有者 は以下の情報を提供できる:

- タイプと目的 レジストリーのタイプと目
 的
- 連絡方法及びアクセス条件 -どのような状況 であればレジストリーにコンタクトをとって よいか(circumstances under which the registry can be contacted)、連携に関心がある人がどこ にコンタクトしたらよいか、参加あるいはデ ータアクセス について
- 経過報告-レジストリーの進展に関する情報 および入手可能な進捗に関する報告書の参照
- カンマ・データ要素 レジストリー特有の
 標準、スケール、インスツルメント、メジャーに関する説明

RoPRの2017年5月現在の状況は以下の通り。

- · 登録件数: 2,967件
- ・ コンタクトをとってよいかに対し YESのレジストリー: 1,566件 NOのレジストリー: 1,401件
- 1.3 米国の公的保険制度とレジストリー

(1) 医師・質の報告制度(PQRS)

医師・質の報告制度(Physician Quality Reportin g System: PQRS)は、米国保険医療制度の政府機 関であるメディケア・メディケイド・サービス センター(Centers for Medicare and Medicaid Serv ices: CMS)が2006年に導入した、医療の質向上 のためのインセンティブ・プログラムである。 「成果に基づいた支払い(pay for performance)プ ログラム」の一例であり、医療の質データをCM Sに報告することに対し、医療者への支払いを行 う。2008年の「患者と医療提供者のためのメデ ィケアの改善に関わる法律(The Medicare Improv ements for Patients and Providers Act)」により、 PQRSは恒常的なものとなり、インセンティブ・ ペイメントは2%増額となった。最初はインセン ティブ・プログラムだけであったが、2010年の 「Affordable Care Act (ACA)」により、PQRS データを提出しない場合にはペナルティが導入 された。2015年、CMSは254の質メジャーを提示 し、データ提出にあたり医療者は、その中から 選択することが可能となった。メジャーは以下 に示す米国クォリティ標準(National Quality Stan dard : NQS) の「医療の質ドメイン」に対応して いる。

- ・ コミュニケーションとケアのコーディネーション
- ・ 地域/ポピュレーションヘルス
- ・ 有効な臨床的ケア(Effective Clinical Care)
- ・ 効率性とコスト削減
- ・ 患者安全
- 人とケア提供者中心の(Person and Caregiver-Centered)経験とアウトカム

メディケア保険対象の患者を診ている医療提 供者は、PQRSに参加しなければならない。2015 年、CMSは有資格の医療提供者として、医師、 歯科医師、医師アシスタント(Physician Assistant)、 看護師、Anesthetist、麻酔アシスタント(Anesthesi ologist Assistant)、認定助産師、臨床ソーシャル ワーカー、臨床心理士、登録栄養士(Registered D ietitian)、理学療法士、作業療法士、認定言語療 法士(Speech-Language Therapist)などを位置づけ た。有資格の医療提供者は個人またはグループ 診療としてPQRS に参加できる。PQRSのデータ は、診療報酬請求ベースの報告、認定レジスト リーベースの報告、EHRあるいは他のITシステ ムベンダーからの直接の提出、あるいはグルー プPractice 報告オプション(GPRO) ウェブ・イン ターフェース等から選択して提出できる。

CMSの報告によると、125万人の有資格医療提供者のうち、46万人(約40%)が2013年にPQRSデ ータを提出しなかった。これらの医療提供者は 翌年のCMS保険診療患者に対する総医療費償還 のうち 1.5%を削減される。他方、PQRS基準を 満たした64万2千人の医療提供者は0.5%増のCMS 償還(CMS reimbursements)を得ることができる。

(2)米国 MACRA法

CMS は2015 年1 月、医療サービスの「量に 対する償還」から「価値に基づく償還」へ移行 させる"Better Care. Smarter Spending. Healthier People: Paying Providers for Value, Not Volume" と題するリリースを公表した。2015年、MACRA 法(メディケア・アクセスと児童健康保険プログ ラム; The Medicare Access and Children's Health Insurance Program Reauthorization ACT) とよば れる法律が成立した。施行は2017年1月である。 医療従事者はインセンティブまたはペナルティ として調整された支払いを2019年より受けるこ ととなる。

MACRA法の下での新しい連邦報告プログラム として「質に基づいた支払いプログラム(Quality Payment Program: QPP)」が導入された。有資格 の医師は、医療提供の規模、専門、地域、患者 母集団に基づいて、以下の二つの選択肢から、 いずれかを選ぶ。

- ・ メリットに基づいたインセンティブ支払い制度 (Merit-based Incentive Payment System : MIPS)
- 発展代替支払いモデル(Advanced Alternative Payment Models : APMS)

(3)メリットに基づいたインセンティブ・プログラム制度(MIPS)

2016年10月14日、MACRA法のもとでPQRS、 その他の質のプログラムに置き換わる「メリッ トに基づいたインセンティブ・プログラム制度 (Merit-based Incentive Payment System : MIPS)」 が導入された。MIPSは診療報酬制度において、 診療の「量」から診療の「質、価値(Value)」 への転換とされ、診療の質を評価する。

MIPSではメディケア・メディケイド・サービ

スセンター(CMS)への報告に代えて、「認定臨床 データ・レジストリー(Qualified Clinical Data Re gistry: QCDR)」のデータを、レジストリー経由 で提出することができる。医療提供者個人ある いはグループで報告することもできる。2017年 の報告では、旧PQRSプログラムはMIPSで置き換 わることになる。

MIPSのもとでは4つのパーフォーマンス・カテ ゴリがあり、次のような重みづけとされている。

診療の質評価指標(30%)

コスト(30%)

電子カルテ導入(25%)

改善率(15%)

MIPSスコアとよばれる得点が計算され、最終 スコアは、各カテゴリのスコアの重み付き総合 スコアとなる。

質の要素は2017年のスコア全体の60%を占める 医療提供者は、1つのアウトカム・メジャー か、またはアウトカム・メジャーが得られない 場合は優先度の高いメジャーを含む、6つのメジ ャーの報告義務を負う。2017年から、どのメジ ャーを報告するか柔軟な選択ができるようにな る。MIPSパーフォーマンス年は、2017年1月に開 始し、2017年12月31日まで継続する。Practices は一年間のデータか、最小限の要件の報告(90日 間の1つのメジャー)のいずれかを選択できる。 2017年は経過措置であり、この年にQPPに参加し ない場合は、2019年に自動的に4%減の支払調整 となる。

(4)認定臨床データ・レジストリー(QCDR)

認定臨床データ・レジストリー(Qualified Clini cal Data Registry: QCDR)は2014年に「医師・質 の報告制度(Physician Quality Reporting System : PQRS)」のために導入された報告メカニズムであ る。QCDRは、CMSが承認した「臨床医に代わっ てデータ提出を行うための、臨床データを収集 する組織あるいはレジストリー自体」をいう。 組織の例としては、地域連携共同体(regional coll aboratives)や専門臨床医学会などがある。QCDR は、個人や専門家グループなどが所有・管理す ることはできない。

2016年度、「医師・質の報告制度 (Physician Quality Reporting System : PQRS)」ブログラム における有資格専門職(eligible professionals: EPs) に代わり、CMSに質のメジャーを報告すること ができる認定臨床レジストリー(Qualified Clinical Data Registries :QCDRs) 一覧が公表されている。 https://www.cms.gov/Medicare/Quality-Initiatives-Pat ient-Assessment Instruments/PQRS/Downloads/ 201 6QCDRPosting.pdf

QCDR の報告オプションは、質の支払いプロ グラム(Quality Payment Program: QPP)の中のメ ジャーに限定されるわけではなく、CMSが報告 を承認した「非MIPSメジャー」を含むことがで きる。 QCDRが提出するメジャーは、以下のカ テゴリから選択され、QCDRごとに認められた最 大30の非MIPSメジャーを含むことができる。

- Clinician and Group Consumer Assessment of Healthcare Providers and Systems (CAHPS) -CAHPS 承認のベンダーから報告されなけれ ばならない。
- National Quality Forum (NQF)が承認したメジャー
- ・ 現行の 2017 MIPS メジャー
- 理事会あるいは専門学会が利用するメジャー (used by boards or specialty societies)
- 地域の質共同体が利用するメジャー (used by regional quality collaborations)
- ・ その他の承認された CMS メジャー

QCDRの他に、EMRシステムの利用、CMSウ ェブ・インターフェース、CMS認定サーベイ・ ベンダー、診療報酬請求データの利用など、い くつかの報告メカニズムがある。QCDR報告オプ ションは、メディケア患者データに限定される わけではなく、すべての支払い者にわたること ができる。また、QCDRは CMSが承認した"non-MIPS"メジャーのホストとなることができる。

レジストリーの現在の参加者、潜在的参加者

は、受領できるインセンティブを最大化するた め、1年間の報告を行うよう強く勧められる。最 小限の要件の報告(90日間の1つのメジャー)は、 ケースバイケースでのみ決定され、費用を伴う 可能性がある。レジストリー参加者は QCDRを 経由することで、以下のようなベネフィットを 得ることができる:

- Practicesに対する2017年の最終スコアに対す る潜在的ボーナススコア
- ・6つの質メジャーから選択できる柔軟性
- ・ 個別報告(Individual Reporting)またはグルー プ報告(Group Practice Reporting)の選択
- MIPSへの参加ができ、質の向上に焦点をあ てられること
- ・頻繁なフィードバックとモニタリング:参加 者は、比較のための全国ベンチマークを含む、 月々のベンチマーク報告が得られる他、QIツ ールとclinical supportにアクセスできる

<u>認定臨床データ・レジストリー(QCDR)の認定</u> <u>取得</u>

メリットに基づいたインセンティブ・ペイメ ント制度(MIPS)において、認定臨床データ・レ ジストリー(QCDR)となるには、自薦で認定プ ロセスを完成する。自薦の要件は次のとおり。

- 参加者: 少なくとも2017年1月現在25人の参加 者があること。参加者はQCDRを用いてMIPS データを提出する必要はないが、質向上のた め、QCDRにデータを提出する必要がある。
- 証明書(Attestation Statement): QCDRはデータの提出期間に、すべてのデータ(質のメジャー、改善活動、適用される場合はadvancing care inf ormation measure and objectives)と結果は、正確で完全である旨を記した証明書を提出しなければならない。QCDRを当サイトに掲載した後は、MIPSの目的のQCDRの資格条件として、QCDRはそのサービスを提供し、カスタマーに対しメジャーの支援をしなければならない。この条件を満たさない場合は、翌年のMIPSへの参加はできない。

 データ提出:データはQRDA* あるいはXML ファイルで、CMSが指定するセキュアな方法 により提出しなければならない。

*QRDA (Quality Document Reporting Archite cture): 患者の質のデータおよび質のメジャ ーを報告するためのHL7 CDAに基づいた標 準様式。一人の患者の報告様式(QRDA Cate gory I)と、集団の情報を集約した報告(QRD A Category III)がある。

データのバリデーション報告: バリデーション計画にある個々の臨床医とグループについて、データのバリデーション・プロセスを報告しなければならない。バリデーション計画の結果は2017年5月31日までに提出しなければならない。

自薦で提出する場合の記載事項

- 組織名
- ・ MIPS パーフォーマンス・カテゴリ
- ・ パーフォーマンス・期間
- ・ ベンダー・タイプ
- ・ データ取得方法
- ・ TINs と NPIs の検証方法
- ・ 質メジャーのパーフォーマンス率の計算方法 (QCDR がどのように臨床医からデータを取 得/収集するのか)
- ・ 改善の活動とケアの発展(Advancing Care)の
 ためのパーフォーマンス・データの計算方法
 と情報
- ・ 無作為監査プロセス
- ・ データバリデーション・プロセス
- ・ データバリデーション・結果
- ・ 非プログラムのリスク調整方法、など

1.4 米国関係者への聞き取り調査の要約 米国への訪問調査により、関係者に聞き取り調 査を行った。

1.4.1 AHRQ ユーザガイドの編集者へのインタビ

ュー

以下、主な内容を要約する。

- (1) レジストリーへの期待
- ・発端はメディケアの患者について、リアルワ ールドのエビデンスをいかに得ることができ るか、という課題であった。そこから出発し て、現在は多くの目的のため政府機関として レジストリーに関心を抱いている。
- ・最悪なことは、それぞれが固有のレジストリーを作ることである。1つ作って共有すれば、
 費用も共有でき、ローバストなデータ・インフラストラクチャーを作ることができる。
- ・レジストリーは研究者の個々の研究のためだ けではなく、医療、ケアの現状を把握するた めでもある。
- ・エビデンスの統合に関心がある。医薬品、医 療機器、手術処置の有効性や差異、様々な質 問に対する答えを得るためなど、データ・イ ンフラストラクチャーの構築が必要と考える。

(2) AHRQ によるレジストリーの利用

- AHRQ はレジストリー構築に資金を投じている。AHRQ としてデータの共有をしたいと考えている。
- レジストリーの維持が重要。レジストリーの
 データを利用するのに支払うことが考えられる。
- ・ 例えば、膝関節・股関節インプラント(hip and knee implant)・レジストリーに資金を提供 した。現在、政府の資金提供は終了しレジス トリーは非営利の組織のものとなっている。 レジストリー側との合意書(agreement)を作成 中である。

(3)企業によるレジストリーの利用

 ・ 企業はデータを集め、製品を販売したい。これに対しレジストリーをどう利用できるかを 検討している。例えば次のような議論がある。
 様々な議論はあるが、何等かの合意書が必要。

- 企業は見出したことを公表し得る。都合のよいものだけを選び、発表するということが考えられる。あらゆることを事前に想定し詳細を検討しておく必要がある。
- ・企業は発表・発行に関わる権利がある。他方、
 契約上で、レビューを行う権利を定めてお
 り、内容的に発表の質を満たさないとき、
 「これは著者の見解である」「政府はこれ
 を承認しなかった」といった断りを明示す
 ることになる。
- 実際にそのような状況が起きているわけでは ないが検討を要すると思われる。
- ・ 企業が使えないことから生じる課題
- 企業が利用できなければ、企業は独自のレジストリーを構築する必要がある。自分たちに都合のよいアウトカム・メジャーを構築することにはならないだろうか。
- それらだけが、入手し得るエビデンスとなる
 としたらどうか?
- 企業独自のレジストリーを作るのではなく、
 むしろ判定済みデータ(adjudicated data)を中
 立的第三者によって使ってもらう方がよい。

(4)レジストリーの目的は多様

- メディケアのパブリック・ミーティングで、
 心不全(heart failure)の議論があった。心不全
 について正しいアウトカム・メジャーとは何
 かという議論である。
- ・ 心不全のための医療機器は多いが、その1つ にCardioMEMSとよばれる機器がある。肺動 脈カテーテルの圧を測るもので、企業は本装 置により入院(hospitalization)を削減できると している。しかし、入院が本当に客観的メジ ャーかである。医師は、患者が病院に行くべ きかどうか判断する場合は様々な要素が入る。 また救急部門で経過観察されている患者は入 院ではないが、この状況は「入院」に含むべ きかについて、厳密な定義はない。
 - 「入院」をアウトカム・メジャーとする場合、 例えば米国循環器学会と共同することで、よ

・ 公表の権利

リメジャーの信頼性を高めることができるの ではないかと考える。

 「入院」はわかり易い例ではあるが、クリニ カル・イベントには異なる定義があり、異な るレジストリーが構築され、アウトカム・メ ジャーも若干異なり、データの比較すらでき ないという状況がある。もし共通インフラで 協力し合えるならば標準化された定義も可能 になる。

(5) 公民パートナーシップ(PPP)

- PPP(Public-Private Partnership)は米国では一般
 的なものとなりつつある。PPP にも様々な形
 態がある。
- 公的資金の提供は一種の PPP と考えられる。
 AHRQ が資金を提供した FORCE-TJR、 整形
 外科レジストリーはすでに 5 年間、補助金を
 提供してきた。現在はメインレジストリーへの補助はしておらず、派生プロジェクトを補助している。これらのレジストリーは企業との連携もあり、PPP の事例である。
- 整形外科レジストリーでは、立ち上げの補助 金を提供した。現在は、自ら資金を得る必要 がある。初期には利用は無償であったが、現 在は、有償サイト(charging sites)になってい る。有償サイトは1つの取り組みであり、他 のグラントも取得している。
- 参加する価値があるとすると、一体いくらならば支払う価値があるのか。また参加が求められる場合は費用を支払うことになる。例えば CMS への必須の報告のように。
- ・米国循環器学会(American College of Cardiology)とは協議を行ってきた。同学会は大規模 レジストリーを有し、政府はプロジェクトに 補助金を出している。同レジストリーは企業 とも共同している。学会が構築しているレジ ストリーは非常に多い。
- FDA が構築している NEST (National Evaluation System for health Technology)は医療機器に 焦点をあて、基本的に異なるデータソースを

繋ぐというものである。FDA は医療機器や 医薬品の安全性に責任があり、医療機器に有 害事象が発生していないかをモニタリングす るメカニズムが必要である。Medical Device Innovation Consortium とコントラクトを結ん でいる。広く政府関係者、企業関係者と医師、 患者をつなぐ。複数のステークホルダーから なる運営委員会をもつようなもので、始まっ たばかりであるが、PPP の例である。

- (6) FDA が推進しているレジストリー
- ・整形外科で「メタルオンメタル人工股関節イ ンプラント(metal on metal hip implant)」の問 題があった。二つのメタル部品があり、すり 減りやすく多くの問題が生じ、5年から10 年のうちに取り出さなければならなかった。 今では広く知られているが、レジストリー所 有国では5年か10年の後、インプラントに 問題が生じることに気がついた。FDAには 報告システムがあるが、よりシステマティク な方法が必要とされる。
- FDA はレジストリー研究を必要とする新医 療機器を承認している。政府が資金を提供し、
 医師の団体のレジストリーと連携する機会と なる。既存のインフラを利用できるが、異な るデータ要素を収集しなければならず、デー タ要素の追加が必要となる。
- 例えば子宮筋腫の治療(uterine fibroid treatments)の新レジストリーがある。Morcellator は子宮筋腫の手術で使われ機器で、未知のが んがあると同装置はがんを体内に分散させ悪 化させる。FDA はその機器のワーニングを 出した。データを持たず追跡できないので、 子宮筋腫レジストリーを開始した。機器追跡 のためのデータ要素を追加するため、追加的 な資金を提供している。
- FDA はユニーク識別子を導入した。レジス
 トリーで把握しようとしており、大きな動き
 となっている。

(7)質のメジャーとインセンティブ・ペイメ ント

- 米国における1つの取り組みは「質のメジャ ー(quality measures)」である。病院、医師は 質のメジャーを報告しなければならない。整 形外科レジストリーは、質メジャーの報告に 対して認定(certified)を受けている。医師は参 加費を支払ってレジストリーからサービス提 供を受けられる。
- 価値に基づいた購入(value based purchasing)の 考え方は民間では増えている。「a bundled payment for orthopedic」の場合、まだ効果が あるかわからないが、30 日間の支払いであ り、もし患者が再入院したり、あるいは問題 がある場合は支払いを求められる。すなわち、 サイトが、有害事象を減らすことができれば、 よりお金が得られるということである。
- 民間では実験を行っている。有害事象を避け るためには、それを引き起こした原因を知る 必要がある。初期投資は政府が行った。参加 者は多くの情報を手にし、より質のよいケア を提供するために、その価値を見出している。 これはエクストラのインセンティブである。 パブリックセクターでは、今後どうなるかわ からない。
- 医師が自身の診療を改善するには何をすれば よいか、といったとき、例えば「他の人と比 較するとこうである」というレポートを医師 に提供する等、レジストリーが情報を提供で きれば医師にとって価値あるものとなる。こ れがビジョンである。
- (8)患者への情報提供の考え方
- a) 患者の意思決定支援に必要なエビデンス
- ほんどの研究は mortality や 入院率を調べて いる。患者は通常、病院よりは自宅で生活で きればうれしい。しかし、自宅での生活には あまりに、わからないことが多すぎる。生活 の質、QOL について、どのように情報を得 ることができるのか。

- 例えば left ventricular system basis で装置をイ ンプラントした場合、その前よりもかなり改 善された。しかし、16年くらい前の研究だ が、20%の人は DNR(do-not-resuscitate)を示し ていた。装置が故障しても新規にしようとは しなかった。
- ・ 股関節・膝関節インプラントのゴールとは何 なのか。装置のインプラントに、いかなるア ウトカムが関連しているのか、装置は延命に つながるのか、一人で歩いてバスルームに行 けるのか。ストロークのリスクは 1%なのか 10%なのか。こうした質問は患者が聞きたい ことである。患者が聞きたい、ほとんどの質 問に対してエビデンスはない。
- b) レジストリーと患者の関係
- ・ 患者は質問するだけでなく、他の人々に何か
 を提供することもできる
- 4 徴症(tetralogy)の情報提供の活動がある。
 OTIS(Organization of Teratology Information Specialists)は非営利組織で、母親、医療提供者、一般市民に対し、妊娠中および授乳中の服薬・その他の暴露に関わる「根拠に基づいた情報」を提供している。
- 妊娠がわかったとき服薬していた場合に、 OTIS に電話して質問することができる。 OTIS は、「他の女性を支援するため、レジス トリーに参加したいと思いますか?」と尋ね る。「我々がもつ情報と、あなたが持つ情報 を共有しましょう」という考え方である。
- 股関節・膝関節レジストリーでは、現在、モ バイルのアプリを開発している。アプリで患 者は自身の特徴を入力する。患者が知りたい ことの1つは、自分のアウトカムはどのよう なものになるかであり、インプラントは受け るべきか、それともいま受けるべきでないか である。その人の状態に基づいて情報を提供 するのに、レジストリーを利用できる。年齢、 体重、機能の状態からレジストリーで、その ような人がどうであるかを調べ回答する。

「患者に情報を提供してほしい」ではなく、

「患者に何を提供できるか」という考え方で ある。

- CMS では Public Meeting があり、患者も含め てさまざまな立場の人々が参加している。患 者も登壇し、話しもする。様々な立場のステ ークホルダーの意見を聞ける場は重要である。
- (9)レジストリーのインフォームド・コンセント
- 研究目的のレジストリーの場合はIRBに申請 する。IRB はインフォームド・コンセントの 適用除外の判断をすることもある。レジスト リーが「質の向上」を目的とする場合は、研 究目的とはみなされず患者の同意は必要とし ない。
- しかし、プライバシー・ルールがあるため、
 患者を縦断的に追跡するには、個人識別可能
 である必要があり極めて困難となる。確率的
 マッチングなどの手法も採用されるが、追跡
 調査では、やはり患者の同意が必要となる。
- AHRQ が資金を出した股関節・膝関節インプ ラント・レジストリーは患者同意を得ており、 患者の追跡ができ、コンタクトをとることも できる。整形外科レジストリーでは、患者自 身もレジシストリー参加に熱心であることが わかった。
- 過去データの場合は、同意取得が適用除外される。しかし、この場合は識別可能なデータを得て、他のデータにリンクすることは極めて困難である。
- (10) レジストリーに関係する法規
- 昨年、米国国会はMACRA とよばれる法律を 通した。MACRA は Meaningful Use を部分的 に置き換えるもので、国会はレジストリーの 重要性を認識している。
- CMS による MIPS とよばれるインセンティ ブ・ペイメントシステムがあり、医師は、例 えば質メジャーの報告のような支払いを受け

ることができ、その1つはレジストリーに参加することによる支払いである。MIPS スコアというのがあり、医師は保険診療に対する支払いの加算を得ることができる。臨床practiceの改善と、ケア情報の促進がレジストリーに結び付いている。研究のインセンティブにもつながるのではないか。

1.4.3 レジストリーのクォリティ・マネジメン ト

以下、レジストリーのクォリティ・マネジメ ントを推進している Dr. Peter Goldschmidtへの インタビューの結果である。

- (1) レジストリーに関する二つの主要な課題
- レジストリーに関する議論では、主として二 つの課題がある。1つは相互運用性で、特に EHR とレジストリーの関係が議論されてい る。これは本質的な意味でレジストリーの問 題ではなくインフォーマティクスの問題であ る。相互運用性が真に達成されるならば医療 のあらゆる観点で相互運用性を有することに なる。
- 2つ目は「データあるいは情報の目的に対す る適合性(the fitness for purpose of the data or information)」の問題である。これは明らかに レジストリーの問題である。レジストリーの 目的は行動のための情報を生み出すことにあ る。ここでは「情報」という言葉を、単なる 事実の集積であるデータとは区別して、行動 のためのシグナルとして使っている。レジス トリーは事実を集積し、行動のためのシグナ ルを生成できる。
- 行動のためのシグナルを考えるならば、問題 はレジストリーが目的に適うかということに ある。レジストリーの目的は1つでなく、実 に様々である。そのことが最も重大な問題で ある。
- (2)既存のレジストリーのタイプ
- ・ 伝統的なタイプは、例えば出生、死亡、感染

症など公衆衛生レジストリーと言われるもの である

- 第2の大きなグループは、1980年代から9年 代に顕著となった臨床患者レジストリーであ る。これらは疾患レジストリー、患者レジス トリーとも呼ばれる。個々の患者に関するも のであり、その状態やアウトカムを扱うもの であるので、臨床レジストリーと呼ぶ。コン ピュータの進展と情報学があって、はじめて データ収集が現実のものとなった。
- もう1つのレジストリーの集合は、医薬品や 医療機器など規制に関するもので、米国では これに焦点があてられている。新しい MDIC(Medical Device Innovation Consortium)と いう組織がある。FDA と企業とのパートナ ーシップを有する。いかにより良い機器の規 制ができるかを考えており、重要要素の一つ にレジストリーがある。FDA はハイリスク のデバイス、インプラント可能なデバイスに ついて製造販売業者はレジストリーを維持し ければならないとした。すべてのケースを登 録しなければならない。必須なのはハイリス クデバイスのみである。ボランタリーの登録 では、分母がないのでシグナルの検知は非常 に難しい。
- 医療機器の場合は、インプラントされていて
 も、医療機器をフォーアップしている。医療
 機器の場合、機器自体はユニークであるが、
 患者は複数の機器を有し得るので、機器がプ
 ライマリ・キーであり、患者はセカンダリ・
 キーとなる。現在、国際的な医療機器識別子
 があり、個々の機器はすべて1つの番号を割
 りあてられる。
 - さらにもう1つリサーチのためのレジストリ ーがある。例えば、市販前の医薬品のレジス トリーも含む。 医薬品の販売の承認を得る ためにデータを収集するというような場合、 基本的にはレジストリーを構築する。
- (3) レジストリーの問題

- ハイリスクのデバイスとは、1976年に法制 化されており、機器を Class 1~Class 3 に分 類する。Class 3 は最もリスクが高く、販売前 に臨床治験を実施しなければならない。この 場合にレジストリーが必須となる。ほとんど の機器は Class 2 である。一部には非常にリ スクの小さい Class 1 のものもある。それに ついてのレジストリーは必要ないであろう。
 1つの例は、循環器の TAVR レジストリー である。インプラント可能な機器で EDA
 - である。インプラント可能な機器で、FDA はレジストリーに問題を見出している。FDA のプロジェクトとして、データを FDA に提 出するならば、レジストリーは認定されなけ ればならない、というものがある。要件を定 め、レジストリーがその要件を満たすことを 認定する。レジストリーが生成するデータは 信頼し得て、目的に適うことを文書化できる ようにするため。

(3) 医療ソフトウェアの関係

- 1976年の法のもとでは、診断と治療に使われるものは、ほぼすべて device とされる。ある種のヘルスソフトウェアはデバイスであるが、FDA は機器と同じように扱うことにはしなかった。AAMI とよばれる組織がソフトウェアの標準を開発している。
- 欧州では、国によっても様々であるが、ソフトウェアのリスクと安全性を扱うのは比較的単純なことである。ソフトウェアの有効性を測るのは、アウトカム・メジャーとは何かという問題があり、容易ではない。
- 医療ソフトウェアのリスクに関しては多くの 研究がある。医療ソフトウェアには二つの大 きなクラスがある。1つは EHR と意思決定 支援ツールである。もう一つは MRI のよう な機器を走らせる特殊目的のソフトである。 最も複雑なのは臨床意思決定支援である。利 用している情報の妥当性、意思決定支援の妥 当性ということを考えないとならない。これ は極めて大きな問題である。

(5) レジストリーのマネジメント

- レジストリーには目的があるとして、そこから得られる情報は目的に適合するかである。
 収集だけでなく、処理、表示もある。レジストリーが提供する情報が、もし目的に適っていないとしたら、どう修正するか、これらはプロセスである。
- 利用の適合性(Fitness for use)、目的の適合性 (fitness for purpose)、レジストリーは誰のため に情報を収集しているのかを特定できなけい ればならない。ターゲットの聴衆は誰か。
- 「戦略的な目的はあるか」、「誰が利害関係者 か」、「リスクは何か」など。どうやって、デ ータが完全であると想定できるか。データが バリッドであると言えるかのか。レジストリ ーは、そのデータをバリデートするプロセス をもつことを保障しなければならない。目的 に適合することの文書に至る内部的プロセス が必要である。
- ISO 9001 および、すべての質マネジメント システムは目的の上に構築されている。レジ ストリーのマネジメントの基本は ISO 9001 であり、もう1つこれを補足するの規格が考 えられる。近年では自動車産業がこれを採用 して、すべての自動車会社は 9001とIAF 標 準にしたがうべきとしている。IAF は自動 車製造業に固有の規格である。レジストリー では、ISO 9001 規格プラス、レジストリーの ための補完的規格である。

【補足】医療機器レジストリー

医療機器レジストリーは、インプラントの方 法が、どうアウトカムに影響するか、機器の 性能は長年にわたりどうかなどを調べる。レ ジストリーと他のソース、例えば医療費請求 により、さらに長期的モニタリングが可能と なる。FDAは潜在的な問題をレジストリーで 把握でき(デバイス・サーベイランス)、患者 のアウトカム改善ができるとしている。FDA

は、心臓弁膜症(heart valve disease)の患者につ いて、経力テーテル心臓弁治療(transcatheter va lve therapy: TVT) のデータ収集を2012年に開 始した。同レジストリーは米国胸部外科学会(S ociety of Thoracic Surgeons)と米国心臓病学会 (American College of Cardiology)により運営さ れている。レジストリーはTVTを受けている 米国の27,000人以上の患者の、患者報告QOLを 含む300以上のデータ項目を集めている。現在、 すべての経カテーテル大動脈弁置換術(TAV R: Transcatheter Aortic Valve Replacement) O 治療は承認の条件としてレジストリーが必須 とされている。レジストリーはFDAのイニシ ャティブである、「FDAと専門団体・学会、C MS(支払い者)、企業との連携」の成功モデル の1つである。FDA Center for Devices and R adiological HealthのディレクターであるDr. Jeff rey E. Shurenは「市販前と市販後に収集され るデータの適切なバランス」というゴールを 効率よく達成するための方法としてレジスト リーを例にあげている。

1.4.3 米国 NQRN および PCPI

National Quality Registry Network (NQRN)は、 米国医師会(AMA: American Medical Association) により2011年に設置されたボランタリーのレジ ストリー関係者を結ぶもので、レジストリー管 理責任者(stewards)および、その他のステークホ ルダーのネットワークである。

NQRN運営の中心はSeth Blumenthal氏で、医学 会等が運営しているクォリティ・レジストリー のためこの組織化を進めてきた。レジストリー の構築、運営に関わる課題は、多様なレジスト リーの間で共通する部分も多く、関係者の間で、 情報の共有を積極的にはかっている。2016年、N QRNは再編成され、PCPIプログラムとして統合 化され、継続して運営されている。

NQRNが纏めた、米国におけるレジストリーの リストを付録資料3に掲載する。同リストは網羅 的ではないこと、正確性、最新であるかについ ても保障するものではないとの断りがある。米 国におけるレジストリーの全体像を把握する上 で、参考となる。

略語

- AHRQ: Agency for Healthcare Research and Quality 医療の研究・クォリティ・エージェンシー
- APMS: Advanced Alternative Payment Models 発展代替支払いモデル
- CEHRT: Certified Electronic Health Record Technology 認証EHRテクノロジー
- CMS: Center for Medicare and Medicaid Services メディケア・メディケイドサービスセンター
- CQM: Clinical Quality Measure

臨床クォリティ・メジャー/評価尺度(CQM)

EPs: Eligible Professionals

有資格医療専門職

- GPRO: Group Practice Reporting Organization グループ診療・報告組織
- MACRA: The Medicare Access and Children's Health Insurance Program Reauthorization ACT

MACRA法

MPFS: Medicare Physician Fee Schedule

メディケア医師診療報酬表

MIPS: Merit-based Incentive Payment System

メリットに基づいたインセンティブ支払い制度

- NEST: National Evaluation System for health Technology) 全米医療テクノロジー評価制度
- NPI: National Provider Identifier

国家医療提供者識別子

- NQF: National Quality Forum
 - 米国クォリティ・フォーラム
- NQRN: National Quality Registry Network
 - 米国クォリティ・レジストリー・ネットワーク
- OTIS: Organization of Teratology Information Specialists

4徴症(Tetralogy)情報スペシャリスト機構

PQRS: Physician Quality Reporting System

医師クォリティ報告システム

- QCDR: Quality Clinical Data Registry
 - 認定臨床データ・レジストリー

QM: Quality Measures

クォリティ評価尺度

QPP: Quality Payment Program

クォリティに基づいた支払いプログラム

QRDA: Quality Document Reporting Architecture

クォリティ文書報告アーキテクチャ

TIN: Tax ID Number

税金ID番号

- 2.欧州
- 2.1 PARENT
- (1) PARENT ジョイント・アクション

欧州におけるレジストリーに関する動向とし て、PARENT ジョイント・アクションとよばれ る取り組みがある。EUメンバー国の比較を可能 とし、相互運用を可能とするレジストリー開発 を支援するため、以下を活動目的としてあげて いる。

- 特に重要性が認識されている領域のレジスト リー(慢性疾患等)を把握すること
- 国境を越えて公衆衛生や研究目的に二次デー タの分析を可能とするためレジストリーのデ ータ共有可能性を高めること
- (EHR などの)情報源からレジストリーへのデ
 ータ提供プロセスの改善をはかること

EUメンバー国に対し、医療情報技術に関する 各種情報を提供し、医療技術評価(Health Technol ogy Assessment: HTA) プロセスの合理化につな ぐとしている。活動として、次の2段階のアクシ ョンが挙げられている。

- 第1: 国レベル、地域レベルの患者レジストリー について、方法論、実装、ガバナンス、改 善に関する推奨、ガイドライン、ツールを 提供する。EHRとの関係や、患者レジスト リー・データの二次利用(国境を超えた、ま たは国レベルの利用)についても検討する。
- 第2: 国境を超えたレジストリー活用のコラボレ ーション持続性のための行動計画、ビジネ



スモデル提案、政策提案を示す(特にRegistry of RegistriesおよびMethodological and Gove rnance Guidelines)

さらに、「医療ディレクティブ(欧州指令)」の実 現のため将来の活動提案を開発中としている。

(2) PARENT が提案するフレームワーク 患者レジストリーの開発者は共通の関心を有 していることから、以下を共通フレームワーク として構築し拡充をはかっている。

- レジストリーの質向上のためのガイドライン、勧告(推奨)、方法
- 2) レジストリー構築・運営のベストプラクティス
- 3) 情報モデル、ボキャブラリー、オントロジー
- 4) サービス、サポートツール、レポジトリー
- 5) レジストリーのレジストリー

この取り組みが目指す概念は、図1のように表 される。



<u>レジストリー・オブ・レジストリー</u> EUに渡る患者レジストリ情報の提供サイトで ある。トップページを図2に示す。

図2 レジストリー・オブ・レジストリー http://patientregistries.eu/ja/ror

(3) PARENTガイドライン

ガイドラインとして以下が発行されている。 「患者レジストリーの効率的かつ合理的ガバナ ンスのための方法論的ガイドラインと推奨」

PARENT (cross-border PAti ent REgistries iNiTiative) Methodological Guidelines a nd Recommendations for Ef ficient and Rational Govern ance of Patient Registries

(総頁数: 232ページ)



PARENTガイドラインに示される患者レジストリ ーの分類を表1,表2に示す。

(4) PARENT プロジェクトに関するサーベイ報告 - その1

PARENTの活動の一環として、EUにおけるレ ジストリー所有者(団体)に対するアンケート調査 の結果が報告されている (The EU Patient Registr y Landscape: Survey of Registry Profiles through PARENT JA Research and Framework)。質問に は、レジストリーの構築、ガバナンス、資金、 データソース、データの質インディケータ、利 用されている標準、他の相互運用性に関わる情 報、などが含まれる。245件の患者レジストリー から回答を得た。調査の結果は、EUにおける患 者レジストリーの概要とレジストリー・メタデ ータに関する有用な情報を提供するものとなっ た。主な結果は以下のとおり。

1) 患者レジストリーのタイプ

もっとも大きな割合を占めるのは状態に基づ

いたものcondition-based (80%)であった。その他 は、サービス・提供に基づいたもの (18%)、製 品に基づいたもの (2%)であった。EUにおける1, 122件の患者レジストリーを対象とした参考研究 でも類似の傾向が見られた。

2) レジストリーのガバナンス

約3分の2(65%)のレジストリーが公的当局ま たは当該組織における公衆衛生部門であった。 わずかに企業もしくは保険関係があった(<2%)。

3) 地域的範囲

大半の患者レジストリーは国レベルを範囲と

し70%を占めた。次に地域レベルが22%、国際レベルが5%、組織が2%、欧州連合は1%であった。
4) レジストリーを構築した理由

レジストリーを最初に構築した理由・動機と しては(複数選択可)、自律的イニシャティブが9 4%、法に基づいたものが86%、医療データセッ ト法によるものが68%、国際的要請が30%となっ ている。レジストリー運用特徴の評価には最初 の動機は有用な情報である。

表1 患者レジストリーの分類

カテゴリ	内容		
対象	疾患・状態 (慢性、急性、伝染性、希少疾患、障がい、死因)		
	製品 (医薬品、医療機器、医療用具)		
	医療サービス、イベント (診断、治療、予防、退院、出産、流産)		
目的/目標	疾患サーベイランス、疾病管理、疾病の自然経過		
(一次的、二次的)	市販後サーベイランス		
	介入評価、ケアの質		
	ヘルス・アウトカム (患者報告 patient reported outcome を含む)		
	有効性 (臨床的効果、比較研究、財政的)		
	安全性、有害性		
	介入 (計画、ガイドライン、リマインダ)		
範囲	医療提供単位 (GP、病院)		
	地域 (市町村、県、全国、国際的)		
	組織 (専門学術団体、専門職能団体、保険者、国、自治体)		
母集団	母集団 (地理的、暴露に依存した定義)		
観察単位	患者 (受診者、加入者、被保険者、など)		
	観察対象(個人、個人に関連する機器・用具、個人に関わるイベント)		

表2 列方向に対象をカテゴリで分類した表

カテゴリ	疾患・状態	製品	サービス、イベント	
対象のタイプ	慢性、急性、伝染性、希 少疾患、障がい、死因	医薬品、医療機器、医 療用具	診断、治療、予防、退 院、出産、流産	
目的/目標	疾患サーベイランス、疾	市販後サーベイランス	介入評価、ケアの質	
(一次的、二次的)	病管理、疾病の自然経過			
	ヘルス・アウトカム(客観的、患者報告)			
	有効性 (臨床的効果、比較研究、財政的)			
	安全性および有害性 (HTA、監視)			

	介入 (計画、ガイドライン、リマインダ)			
範囲	医療提供単位 (GP、病院) 地域 (市町村、地区、保険者、専門職能団体、NGOs(Non-Governmental Organi- sations))			
	国 (MS、non-MS)			
	国際的 (地域、EU、欧州の地域、国際)			
母集団の定義	母集団 (地理に基づく) 母集団 (暴露依存)			
観察の単位	患者 (利用者、加入者、被保険者、など)			
	特徴を有する個人	個人に関わる機器・用	個人に関わるイベント	
		具	(出生、死亡、サービス)	

5) 他のデータへのリンク

調査対象としたレジストリーの49%は外部のデ ータ提供者にリンクしているとの回答であった。 外部データとしては、死因レジストリー(65%)、 ポピュレーションレジストリー(53%)、次いで病 院または医療提供者DB(48%)、その他(46%)との ことである。「その他」の大半は、「その他の 関連する患者レジストリー」となっている。

6) 利用申請の承認

個々のレジストリーに対する利用申請のうち、 「承認された割合は50%未満である」とする回答 は52%で、「承認された割合は50%以上である」 との回答は27%、「申請はない」が21%であった。 レジストリーの相互運用性については、技術 的・意味的なレベルだけでなく、組織的・法的 レベルでの改善が求められ、この点がレジスト リー・データの交換、提供に対する障壁となっ ている。

7) レジストリー・データのソース

レジストリー・データのソースとしては、 様々なものが挙げられている。多い方から以下 のとおりである(複数選択可)。

- ・ 臨床ユニットからの電子的ソース(88%)
- ・ 他の電子的臨床データソース(48%)
- ・ 紙の質問紙、構造化された報告書(47%)
- ・ 紙媒体の診療記録(41%)
- オンライン・電子的質問紙(40%)
- ・ 検査室・中央サービス(27%)

- ・ 紙媒体の検査結果(27%)
- ・ 電子的な検査結果(25%)
- 診察から直接的に取得(21%)
- ・ 死因レジストリー(21%)
- その他(他のレジストリー等)(75%)

(5) PARENT プロジェクトに関するサーベイ報 告 – その 2

もう1つのサーベイとしてSupporting Interoper able Eu Patient Registries: Survey of Registry Hol ders' Needsについての結果が報告されている。

欧州ではレジストリー間の標準化は限られて おり、PARENT JAは比較可能、相互運用可能な レジストリー開発を支援し、二次データの公衆 衛生や研究活用を推進している。そこで、同サ ーベイは、レジストリー所有者に対し、レジス トリーの目的と今後のIT支援されたデータ交換 の必要性、および期待について質問したもので ある。Registry of Registries (RoR)開発の一助と して欧州にわたる患者レジストリーのメタデー タ収集でもある。

対象はEUにおけるレジストリー所有者177件で ある。オンラインでの質問紙調査を実施した。 主な結果は以下のとおり。

1) 単一プラットフォームへの参加希望

「EUレベルの単一プラットフォームがあれば 参加したいか」に対しては、関心ありが 82%で あった。望ましいサービスとしては、ITツール、 質のコントロール・システム、ネットワーキン グの機会が挙げられていた。

2) レジストリー・データのリンク

「レジストリー・データを、他のデータソー スとリンクしたいか」への関心を示したレジス トリーは、既に確立したデータ交換標準手続 き・フォーマットを有する傾向にある。

3) ルーチンのデータ交換手続きを有するか

レジストリーのタイプで差異はみられなかっ た。

相互運用性の達成には、全てのジストリの分 脈(政治的、組織的、法的、意味的、技術的レベ ル)を考慮した複雑なサービス・オリエンテッド なアプローチが必要であると結論されている。

(6) クロスボーダー医療とレジストリー

2011年「クロスボーダー医療における患者の 権利に関するEU指令(Directive 2011/24/EU on pa tients' rights in cross-border healthcare)」が出さ れ、加盟国は2013年10月までに同指令を実施す るための法律を制定することが義務付けられた。 「クロスボーダー医療」における患者の権利と は「EU加盟国内であれば、その国の市民と同様 の医療提供を受けることができ、その費用につ いては自国の医療保険制度から、全部または一 部が適用される」というものである。

PARENTの活動において、EU患者レジストリ ーの相互運用性とクロスボーダーの相互協力は、 レジストリーの多様性、各国固有のニーズと法 規制の差異、医療の複雑性、レジストリーにわ たる標準化の欠如等により、中心課題となって いる。一致協力した持続的な研究、政策および 展開により、これまで医療サービスの提供時に 生成されるデータの相互運用性を促進してきて いる。クロスボーダー医療が進められる中、二 次利用のコンテクストでのデータの相互運用性 の取り組みが議論されている。

2.2 欧州における希少疾患レジストリーに

関する取り組み

EPIRAREは、欧州における希少疾患レジスト リーに関わる取り組みであり、以下の成果物が 公表されている。

表5 EPIRARE 成果物(Deliverables)

http://www.epirare.eu/del.html

 成果 1.1 患者レジストリーおよびデータベースに関する現状、チャレンジと期待 I - 現在のコンテクスト(The curren) 	
I - 現在のコンテクスト(The curren	t
context)	
成果 1.2 患者レジストリーおよびデータベー	•
スに関する現状、チャレンジと期待	Ē
II - 患者調査(Patient Survey)の結果	
成果 1.3 患者レジストリーおよびデータベー	•
スに関する現状、チャレンジと期待	Ē
III - 既存のRDレジストリーの活動	
およびニーズ	
成果 1.3 質問紙	
成果 1.4 EPIRARE調査データの統計分析	
成果 1.5 EPIRARE調査データのデータマイニ	-
ング	
成果 2.1 EU希少疾患ポリシーの法的・倫理的	匀
フレームワーク	
成果 2.2 EPIRARE「RD及びデータ保護」説	
明文書(briefing paper)に関する疫学	
的・公衆衛生学的考察	
成果 2.3 「個人データの保護に関する法律(F	e
rsonal Data Protection Legislation) J	
草案へのAMENDMENTSの提案	
成果 2.4 欧州議会への説明資料(Briefing Pap	er
to the European Parliament)	
成果 3 希少疾患レジストリー・欧州プラッ	
トフォームの目的、スコープ、ガル	•
ナンスと持続性の選択肢に関する提	1
案	
成果 4 欧州RDレジストリーのデータソー	ス
と質に関するガイドライン	
成果 5 希少疾患レジストリーに対する欧州	

	プラットフォームの開発		
成果 9.1.1	希少疾患レジストリーの設置(setting)		
	における共通データ要素に関する科		
	学論文のオーバービュー		
成果 9.1	共通データ要素に関する調査報告書		
成果 9.1	質問紙		
成果 9.2	レジストリー・データ要素に関する		
	EPIRARE調査の統計分析		
成果 9.3	共通データセットおよび疾患、治		
	療、その他・詳細(specific)モジュー		
	ル		

その1つの成果物として、希少疾患の患者登録 ガイドラインがある。

EPIRARE 成果物4: 欧州におけるRDレジストリ ーのデータソースと質に関するガイドライン(頁 総数: 80ページ) Laake et al.: Epidemiologiske og kliniske Forskn ingsmetoder. Gyldendal Akademisk 2007

以下、一部の取り組みについて、述べる。

(事例1) デンマーク・ナショナル患者レジストリ デンマーク・ナショナル患者レジストリ(The Danish National Patient Register: DNPR)は、1977 に開始している。運営母体は、 Division of Epid emiology and Disease Surveillance at Statens Seru m Institutである。内容として、管理的データと 疾患、検査、治療、手術・処置を含む縦断的患 者の登録であり、1977以降の精神病院以外の病 院の全退院患者の記録を含む。1995以降は精神 病院も対象となり、精神病院入院患者、救急部 門、外来専門診療所の患者も含む。1977年から2 012年の間で、808万5千人が対象となっている。

(事例2)

2.3 北欧諸国におけるレジストリー

北欧諸国における国レベルのレジストリーと して、表3が挙げられている。

表3	北欧諸国における国レベルのレジストリー
の開	始年(カッコ内は全国レベルとなった年)

	デンマ	フィン	ノルウ	スウェ
	ーク	ランド	т —	ーデン
死因	1943	1969	1951	1952
出生(Med	1973	1987	1967	1973
ical Birth)				
病院退院	1967	1987	2008	1964
	(1977)			(1987)
がん	1943	1952	1952	1958
処方	1995	1995	2004	2005

引用: Vollset & Cappelen: Registerepidemiologi. I

3. 各種取り組みの事例

3. 1 OHDSI: Observational Health Data Sciences and Informatics

OHDSI ("Odyssey"のように発音)は、大規模ス ケールのアナリティクスの価値を見出すための マルチステークホルダー、学際領域の共同プロ グラムである。すべてのソリューションはオー プン・ソースとしている。研究者と観察保健医 療データベースの国際ネットワークを構築し、 コーディネーションセンターはコロンビア大学 にある。レジストリーそのものではないが、レ ジストリーや医療費請求データなど既存のデー タソースで、異なるデータセットからは異なる 答えが出てくるのはなぜか、という問題を解き 明かしたいと考えられている。 例えば、心不全で入院を要するのは、どの程 度、容態が悪い場合か、国によっても基準が 異なる。例えば home nursing があるか否かな ど、医療提供の整備状況にもよる。レジスト リーで、どう捉え、どう比較し、どう理解す るか。

•

例えば、心筋梗塞については欧州循環器学会
 (European Cardiology Society)と米国循環器学
 会(American Cardiology Society)では、大きく
 異なるわけでないが定義が異なるため、心筋
 梗塞とし場合に両者が同一のものを比較して
 いるかはわからない。双方とも心臓発作と呼んでいる多くのケースで、閾値かバイオマー
 カかで異なっており、バイオマーカ・レベルの境界領域がある。

<u>共通データモデル(Common Data Model)</u>

OHDSIの取り組みの中心に共通データモデルC ommon Data Modelがある。世界各国の人々と連 携してデータを抽出し、共通データモデルに変 換し、データ分析のためのツール、ソフトウェ アを開発している。共通データモデルは、米国 センチネルプログラムで開発された手法で、す べてのデータを一箇所に集めたデータベースを 構築するのではなく、各データベースを、共通 データモデルを通じて共通利用可能なものにす る試みである。



引用 https://ohdsi.org/data-standardization/

3.2 コアデータ・エレメント

コアデータ要素、コアデータセットに関する 研究や取り組みは、多くなされている。 英国のCOMETは、すべての領域にわたるコア 研究データセットを開発することを目指してい る。当該領域の研究をする人は、そのコアデー タ要素を含めることで、研究の間での比較を可 能なものとすることを目指している。

3.3 ISO/TC215 における議論

(1)患者レジストリーに関する新規作業項目提案

平成28年11月のISO/TC215「保健医療情報」 WG1国際会議において、米国Dr. Peter Goldschmi dt (ANSI)から「患者レジストリー」を新規作業 項目として提案したい旨の発表があった。主た る理由は以下のとおり。

- ・レジストリーの相互運用性(interoperability)は世 界共通の課題であり、国際標準化組織として の取り組みに適する
- ・医療情報の技術委員会が貢献できる領域と考 えられる

国際的な環境スキャン(environmental scan、どこ でどのようなことをやっているかの調査)を実施 するのがよい、米国AHRQのユーザガイドと欧州 PARENTを精査すべき等の意見があった。

(2)新規作業項目提案の決定

患者レジストリーを新規作業項目として投票 にかけることが合意された。2017年5月となる見 込み。新規作業項目の内容としては、以下が見 込まれる(詳細は未定)。

・ テーマ

患者レジストリーに対するクォリティ・マ ネジメント要件(Quality management require ments for patient registries)

・ 本規格が想定する主な対象

レジストリー・プロバイダー、規制当局者、 規制製品サプライヤー(医薬品、医療機器 等)、公衆衛生機関、臨床研究者・医療サー ビス研究者、医療提供者、保険者

本作業項目の焦点
 マメジメント/ガバナンス中心(相互運用性)

は重要であるが、他に活動があるため中心 にはおかない)

- レジストリーのタイプ
 概念、定義、用語
- ・ 運用プロセス
 - 目的とrelevanceの設定
 - 取得、格納、利用(交換を含む)
- ・ データの管理
 - レジストリーのプロダクト(データ、情報)
 の提供に関わるポリシー
 - データ保護の法規制遵守 (プライバシー、 機密性、セキュリティ等)
 - データ活用の原則 (制約/限界/誤用/適切な 再利用/leading practice)
 - EHR、レポジトリー、その他のHIシステム との関係
- レジストリーの有用性(usefulness)評価
 フィードバックのプロセス、継続的向上

3.4 HL7 におけるレジストリーの活動

HL7では「HL7共通診療レジストリー・フレー ムワーク:臨床レジストリーのためのドメイン・ アナリス・モデル(HL7 Common Clinical Registr y Framework: a 1 domain analysis model for clin ical registries)」と題するホワイトペーパが出さ れている(2017年2月)。

臨床レジストリーは高度に構造化され、レジ ストリーに参加する臨床家、医療提供機関から 標準化されたデータを収集する。非営利の医療 提供の成果の向上に焦点をあてるPCPIの調査報 告によると、国にわたるレジストリープログラ ムへの臨床家の参加により、明示的にレジスト リー・データが収集されているが、より多くの レジストリーのデータは、EHRや他の医療ITか ら自動的に抽出されるようになっている。法的 に認められる場合は、公衆衛生レジストリーか らのデータを、臨床レジストリーのデータを補 完するものとして使用でき、公衆衛生の目的と、 臨床レジストリーのゴールである、患者ケアの 向上、クォリティのモニタリング、新しい知識 の生成の支援等を益するものとしている。

レジストリーは、多くの場合、複数の医療提 供者機関から収集する。様々なソースデータシ ステムは、共通のフォーマットで、伝達される 情報の意味を変えることなくデータを伝達しな ければならない。データ辞書や、共通データ要 素、あるいは標準コードによるソースデータシ ステムへの入力により、あるいはシステムイン テグレーションにより登録される。HL7はPCPI とともに標準開発の支援のために協力し、一般 的な臨床レジストリーのためのドメイン・アナ リスシス・モデルを開発するとしている。

ドメイン・アナリス・モデル (DAMs) は、あ る領域の概念と関連性を記述する。DAMは、そ の領域、臨床環境、活動におけるデータ要素を、 ストーリー・シナリオの利用を通じて特定する。 ホワイトペーパでは、一般的な臨床レジストリ ーのためのDAMを記述し、ケアの質と患者の健 康アウトカムの向上のため臨床レジストリー間 で、そして他の医療ITとの情報共有性を高める かを述べている。

D.考察

<u>臨床レジストリーに関わる概念の整理・類型</u> (1)患者レジストリーの定義と類型

米国、欧州、それぞれにおいて、患者レジス トリーに関する取り組みがある。共通の課題は、 いかに連携をはかるか、重複した開発の努力を 減らせるか、レジストリー間の連携による研究 機会の増大・研究テーマの広がりなどである。 国内でも、議論が始まっているが、恐らく共通 する課題が多い。厳密な定義はなくとも、共通 認識を用いる一方で、議論を収斂させ、一定の 方向性を決定するには、明文化された定義を設 けることが望ましい。あわせて、議論で参照で きる患者レジストリーの類型があるのが望まし い。

国内におけるレジストリーの把握

(2)国内におけるレジストリー・オブ・レジストリーの整備

治験に関しては、登録の仕組みが国内でも整 備されてきているが、レジストリーは治験とは 性質が異なっている。国内にどのような臨床レ ジストリーがあるのか関係者が共有できるよう に、レジストリーを登録する、レジストリーの ためのレジストリーの整備が必要である。登録 にあたってのインセンティブを検討する必要が あるかもしれない。

(3) レジストリーの実態に関する調査

国内では、多くの構築がなされていることは よく知られているが、それぞれが断片的な情報 を有するだけで、全体として纏まった情報は得 られていない。できるだけ広い範囲にいき渡る よう、調査対象の範囲、方法を定め、現状と課 題・ニーズに関する実態の把握に努める必要が ある。少し観点を変えた目的別の事例調査は、 別途、行うのが適当である。

(4) レジストリー間の連携支援

ただちにデータの連結や共有化をはかるとい うのではなく、レジストリーの運営組織が情報 を共有し、課題への取り組みに関する知見を共 有でき、オープンにできる情報技術を提供・利 用し得る、ネットワーク作りも有用と考えられ る。

各立場の関係者支援の在り方

(5)登録者のインセンティブ

レジストリーの発展には、データ登録が基本 となる。多忙な医療現場で、医師による登録を 促すため、国内でも専門医制度に関連を持たせ るなどの取り組みもある。医療の質の向上につ ながるという理念だけでなく、また臨床研究の ためだけではなく、医療現場に直接的に寄与す る側面が、より探索されるべきではないか。 (6)患者のためのレジストリーの側面

国内では、患者レジストリーに関しては、個 人情報保護、プライバシー保護、倫理指針の観 点から丁寧な議論がなされている。しかし、患 者のためにどう役立つのか、という視点の議論 が欠けている。レジストリーは患者に直接的に、 どう役立てることができるか、という視点を持 つ必要がある。

(7)維持・資金確保と利用に関する考え方

レジストリーの維持・運営には資金が必要で ある。国内でも、例えば、機構を設置し、会員 から参加費を徴収するともに、会員には利用権 が与えられる、寄付を募る、製薬企業との共同 で開発するなどの幾つかのモデルがみられる。 こうした国内での先行事例や、あるいは海外で の事例を整理し、レジストリーの運営主体が参 考にできるような情報提供が必要である。また、 このとき、切り離すことのできないのが、どの ような人や組織がレジストリー・データを利用 し得るのか、ということである。例えば、参加 費を徴収して、活用可能とする場合、会員の資 格に制限はあるのか、より具体的には企業によ る利用をどう考えるのか、それぞれの団体での 議論はあるとして、より大きな国内でのコンセ ンサス作りが必要である。

もう1つの観点は、官学、産学、産官学によ るパートナーシップのモデルであり、事例を共 有することが望ましい。

<u>全体として</u>

(8)レジストリーのクォリティ・マネジメン ト

レジストリーの本質的な問題として、レジス トリーのクォリティをどうマネジメントしてい くかという重要課題がある。ISO/TC215で、議論 が始まったPatient Registriesはクォリティ・マネ ジメントに焦点が当たっている。国内からも積 極的に参加していく必要があることは、もちろ んであるが、データ、レジストリーのクォリテ ィに関する議論を国内においても推進していく 必要がある。

(9) 各課題に対する取り組みを繋ぐ統合的な枠組

情報技術的観点、倫理的・法的観点、臨床研 究だけなく医療の実際の把握、医薬品・医療機 器等のレギュラトリーサイエンス、リアルワー ルドデータ活用への高まり、データクォリティ など、多くの論点がある。個別に研究として進 める形よりも、日本でも統合的プロジェクトと して、取り組むことが望まれる。

E.結論

国内では、多くの臨床効果データベース、症 例(疾病)レジストリーの構築が進み、今後とも増 加することが予想される。しかし実際、どのよ うなレジストリーが構築され、いかなる成果が 得られているか詳細は明らかでない。個々のレ ジストリー等が互いに独立に蓄積されたのでは、 開発努力の重複が生じ、さらには統合的分析の 路も閉ざされてしまいかねない。

本研究では、欧州、米国における患者レジス トリー(臨床レジストリー)に関わる取り組みを調 査し、報告書に纏めた。レジストリーは実に多 面的な側面があり、この度の研究調査だけで全 体をカバーすることは到底できないが、重要な 論点を整理することはできたのではないかと考 える。

「症例レジストリーはいかなる性質を有する べきか」という議論は比較的新しい。医療情報 学、生物統計学、薬剤疫学、臨床医学、情報科 学の専門性を有する研究者組織によりGood Clini cal Registry Practiceともよぶべき考え方の基にな る資料として、厚生労働行政に貢献できると考え る。

極めて貴重な国民の財産である診療情報の蓄 積が真に有益なものとなるよう、国全体として 取り組む必要がある。

参考文献

[1] Gliklich R, Dreyer N, Leavy M, eds. Registries for Evaluating Patient Outcomes: A User's Guide. T hird edition. Two volumes. (Prepared by the Outcom e DEcIDE Center [Outcome Sciences, Inc., a Quintil es company] under Contract No. 290 2005 00351 T O7.) AHRQ Publication No. 13(14)-EHC111. Rockvi lle, MD: Agency for Healthcare Research and Qualit y. April 2014. http://www.effectivehealthcare.ahrq.gov /registries-guide-3.cfm.

F.健康危害情報

特に無し

G.研究発表

(学会発表)

- [1] 小出 大介、石川 ベンジャミン光一、宮田 裕
 章、岡田美保子: 医療ビッグデータを読む、医療
 情報学 36 (Suppl.) 26-28、2016.
- [2] 柏原 直樹、岡田 美保子:「日本初のCKD関連 ビッグデータベースの設立と活用: J-CKD-D B誕生の経緯」,第59回 日本腎臓学会学術総会 ワークショップ ビッグデータと腎臓病診 療,日本腎臓学会誌、(0385-2385) 58巻3号、237 (2016.05) 会議録
- [3] 山本陵平、新澤真紀、守山敏樹、猪阪善隆、
 杉山斉、丸山彰一、中島直樹、岡田浩一、岡
 田美保子、柏原直樹: コホート研究を目的と
 した情報処理システム: コホートメーカー,医
 療情報学36 (Suppl.), 544-545, 2016
- [4] 桑原 篤憲、片岡 浩巳、柏原 直樹、岡田 美 保子:病院情報システムとMCDRSを用いた多 施設共同臨床データベースの構築とその課題 ~日本における慢性腎臓病(Chronic Kidney D isease: CKD)の包括的臨床データベース(J-CK D-DB), 医療情報学36 (Suppl.), 1126-1127, 20 16
- [4] 桑原篤憲、片岡浩巳、柏原直樹、岡田美保子 病院情報システムとMCDRSを用いた多施設共 同臨床データベースの構築とその課題 ~日本

における慢性腎臓病(Chronic Kidney Disease: CKD)の包括的臨床データベース(J-CKD-DB). 医療情報学、36 (Suppl.)、1126-1127、2016

- [5] Nakata Y, Watanabe Y, Narimatsu H, Yoshimu ra T, Otake H, Sawa T. Surgeons' efficiency c hange is a major determinant of their producti vity change. Int J Health Care Qual Assur. 29 (4), 417-24, 2016
- [6] 澤 智博. クラウドシステム・仮想化技術は 医療情報システムを高度化させる鍵となるか. 月刊新医療、43(7)、78-82、2016
- [7] 中田善規,成松宏人,吉村達也,大嶽浩司,澤 智博. 医療経済学を応用した手術室運営. 麻
 酔、65(5)、5114-21、2016
- [8] 澤 智博. 人工知能による自動診断. Clinical Neuroscience、34(8)、928-31、2016
- [9] 澤 智博.「電子お薬手帳」普及とさらなる展開に向けて.月刊新医療、44(3)、76-8、2017
- [10] Kagawa R, Kawazoe Y, Ida Y, Shinohara E, Tanaka K, Imai T, Ohe K. Development of Ty pe 2 Diabetes Mellitus Phenotyping Framewor

k Using Expert Knowledge and Machine Lear ning Approach, J Diabetes Sci Technol. Dec 7, pii: 1932296816681584 [EPub] 2016

- [11] 大江和彦. 医療情報データベースの基盤整備 多角的なデータ解析のために、情報管理、59 巻5号、277-283、2016
- [12] 小南 亮太, 美代 賢吾, 杉山 雄大, 辻本 哲 郎, 大津 洋, 野口 貴史, 大杉 満, 植木 浩二 郎, 梶尾 裕, 大江 和彦. 診療録直結型全国糖 尿病情報データベース(J-DREAMS)の構築と 多施設データ統合の諸課題、医療情報学連合 大会論文集、36回1号、292-293、2016
- [13] 大江 和彦. 糖尿病情報を活用する将来の糖尿病診療 医療データベースから医療を知る、日本糖尿病情報学会誌、15巻、58-65、20 16
- H. 知的財産権の出願・登録状況 _{該当無}